

午前8時58分 開会

傍聴人1名を許可

【町田（零）委員長】 委員の出席状況について報告する。全員出席である。

議長挨拶

日程第1 議案第31号、令和7年度大和市一般会計補正予算（第1号）（厚生常任委員会所管関係）

（ 質 疑 ・ 意 見 ）

（ 歳 出 ）

【福本委員】 健康づくり推進課内庶務事務で、過年度の委託料に係る消費税相当額等を事業者に支払うため増額するとあるが、具体的に教えてほしい。

【健康づくり推進課長】 非課税事業として実施していたひまわりサロンに関わる業務である生きがい対応型デイサービス事業、地域リハビリテーション活動支援事業、ふれあいネットワーク事業において非課税の要件を満たしていないことが判明したため、遡及可能な令和2年度から令和5年度分の委託料に係る消費税及び延滞税相当額を委託事業者へ支払うため増額するものである。

【福本委員】 293万円の内訳を教えてください。

【健康づくり推進課長】 令和2年度から令和5年度までの消費税相当額が261万5382円、延滞税相当額が31万3896円で算定している。

【布瀬委員】 消費税の支払いの事業は、なぜ令和2年度から令和5年度なのか。

【健康づくり推進課長】 令和6年度に非課税の事業の基準を再度確認したところ、課税対象であることが分かり、5年間遡及して支払うことを税務署に確認した。

【布瀬委員】 令和6年度、今年度はどのようなになっているのか。

【健康づくり推進課長】 令和6年度及び現年度は介護保険特別会計事業にて実施してきたので、この次の議案に入っている。

【布瀬委員】 なぜ非課税と思い、こういう状況になったのか。

【健康づくり推進課長】 消費税が非課税とされる社会福祉事業に類する事業の条件に該当すると認識していたため、これまで非課税としていた。

【布瀬委員】 対象が65歳以上の事業に対して非課税と思っていたら、そうではなかったのか。

【健康づくり推進課長】 社会福祉事業に類する事業の条件が3つあり、そのうちの一つに、65歳以上の者のみにより構成される世帯に属する者に対して行う事業があった。ひまわりサロンは65歳以上の方を対象としていたので、調査した結果、同一世帯に65歳未満の配偶者や子どもが含まれていた。神奈川県や税務署、国まで問い合わせたところ、市で把握していない特例的な条件はないとのことで、課税対象であることが判明した。

【福本委員】 延滞税の31万3000円幾らは、事業者が払わなくなった分を市が補填したのか。

【健康づくり推進課長】 そのとおりである。

【福本委員】 事業者は新たな税負担が発生するのか。

【健康づくり推進課長】 ほかにかかるものがあるとは聞いていない。

【福本委員】 延滞税を市が払うことによって課税対象にはならないのか。

【健康づくり推進課長】 特にならないと考えている。

【堀口委員】 課税になることによって利用者に追加で支払いが発生することはあるのか。

【健康づくり推進課長】 追加で支払うものは発生しない。

【堀口委員】 もう介護保険事業特別会計に入っているので、そういったサービスは、今後、事業として継続していけるのか。

【健康づくり推進課長】 現在参加している方が今後参加できなくなならないよう、現状を維持した形で継続したいと考えている。

【堀口委員】 ひまわりサロンに参加されている方からも好評な事業だと思っているので、引き続き市民に影響がないように配慮いただきたい。あと、65歳以上のみで構成される世帯となると限られてしまうので、地域社会の中で社会福祉を考えたときに、この規定で本当によいのか、税法上の見直しも国においてされるべきではないか。消費税の在り方は今後検討されていくべきと思うので、意見として言わせていただきたい。

【福本委員】 消費税の問題は解釈で分かれるところがある。今回も65歳と思い込んで非課税で対応していたところもあったと思うが、結果、延滞税が発生し、市の損失につながっている。消費税は判断が難しいので、早めに検証することも大事だし、今後、再発防止も意識していかななくてはならないと思っている。意見になるが、同じようなことが繰り返されないように慎重になっていただきたい。

【布瀬委員】 32の電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業をもう少し詳しく説明してほしい。

【福祉総務課長】 国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した令和6年分所得税額及び定額減税額の実績額等が確定した後に、令和6年に令和5年分所得にて推計で支給した当初調整給付金が本来給付すべき額よりも少ない方への差額の給付を行うものである。

【布瀬委員】 今回の給付対象者は差額が生じている方だけか。

【福祉総務課長】 そのとおりである。

【布瀬委員】 その方への給付はプッシュ型で、申請なしで受けられるのか。

【福祉総務課長】 プッシュ型で導入している方のうち、5割弱が対応可能になっている。それ以外には新たに加わってくる方々が対象になるので、こちらで把握している口座等がないことから、改めて所得額、確定税額の精査を踏まえて、申請書をきちんと行き届く形で周知を促すことを考えている。

【布瀬委員】 新たに加わるのはどういった方なのか。

【福祉総務課長】 令和6年度の所得税額が確定するまでに、令和5年のものを令和6年と推計して支給した方々が対象になっている。令和6年度の所得税額に差異が生じた場合、さらに転職等、もしくは家族構成の変化、そういった方を踏まえると、一定調整給付額にずれが生じる。今回、そのずれを不足額給付として支給していく形になる。

【布瀬委員】 プッシュ型の方は特に申請なく給付ができるが、それ以外の方はどのように周知して、もしくは申請も必要なのか。

【福祉総務課長】 プッシュ型の方には、振込予定通知を送付する予定としている。さらに対象者となり得る方には申請書を同時期に配付し、3か月の申請期間をきちんと保つ中で、10月31日まで申請期間として受け付ける状況で体制を整えている。

【布瀬委員】 最終支給はいつまでに行われる予定なのか。

【福祉総務課長】 こちらに申請書が届き次第、その内容の精査を行った上で、おおむね4週間から6週間以内に支給する体制を整えている。

【布瀬委員】 必要な方には必ず行き渡るように告知してほしい。

【石田委員外議員】 定額給付金制度に関わる給付金は計算が大変で、地方自治体も事業者の方々も大変苦労されたと聞いているが、申請などを受け入れる際や計算する際に苦労した点等々を教えてほしい。

【福祉総務課長】 算定が非常に難しいケースが多々ある。転入者、令和7年1月1日の段階で大和市に在住されている方が対象になってくることから、そういった方を含め、転職等で職を替えた方で所得に変更が生じた方、家族構成等で変更が生じた方の全てを把握していくに当たっては、その一つのデータを突合していかなければいけない。さらに所得税額が確定した段階で税額との突合も必要なので、一つ一つの精査という作業においては非常に大変な事務量があるのは事実である。

【石田委員外議員】 事業所も従業員が漏れなく得られるようにするのにかなり苦労されたのではないかと。行政サイドで分かる部分があったら教えてほしい。今回、平時の市の通年ある業務以外に、こういった国の煩雑な制度によって職員がかなり疲弊したと思う。つまり、いつも用意している人員では足りない部分が出てくるのではないかと。そういった部分をどのように補ったのか。

【福祉総務課長】 事業者側の定額減税に係る事務作業については、こちらで答えるべきものではないと思っている。会社で所得税額を確定した範囲の中で、1人につき3万円、住民税は1万円の差引きをする事務作業が生じていることは承知している。行政側の体制については、当初の国の給付金事業が継続されている状況を踏まえて、1つの係として対応に当たっている。それプラス、事務作業が多く発生するものに当たっては委託という形をお願いしている。ちなみに、今回の主な委託でかかるコストとしては、今回、1か月当たり985万円程度と考えている。

(歳 入) な し

(債務負担行為)

【町田（浩）委員】 地域活動支援センター運營業務委託に関する債務負担行為は、以前配付された資料によると、補正理由に事務手続において計上が遅れてしまったためとあったが、なぜ当初予算での計上が漏れてしまったのか。

【障がい福祉課長】 本来であれば、令和7年度の当初予算で計上すべきものであった。とても重要な予算措置にもかかわらず、例年に行う事務ではなく、5年に一度の事務であったことから失念したのが原因だと思う。

【町田（浩）委員】 所管の担当の中で情報共有がされる体制はつくられているのか。

【障がい福祉課長】 資料作成の時点では認識していたが、その後、複数回、内容確認の機会があったが、確認が漏れてしまった。

【町田（浩）委員】 このまま気づかないでいたら、どういう事態になっていたのか。

【障がい福祉課長】 手続を進める中で、最終的に契約を結ぼうという段階で、いま一度、精査したところで確認できた。そのため、できなかったところは確認できていない。

【町田（浩）委員】 一つ一つの積み重ねで組織の緩みにもつながって、行政の信頼も失うことにもつながりかねないので、情報共有をぜひ心がけていただきたい。

【あんしん福祉部長】 計上漏れは誠に申し訳ない。課だけではなくて部としても精査、確認すべきことが漏れたゆえに今回のような事態になってしまった。以後、一人一人の職員が一つ一つの事務の大切さ、重要さを認識した上で、適切な事務が行えるよう努めていきたい。

【村田委員】 委託先が医療法人正史会で、いつから委託されているのか。

【障がい福祉課長】 令和２年７月１日から委託を開始している。

質疑終結

討論 なし

採決

全員賛成 厚生常任委員会所管関係原案可決

日程第２ 議案第３２号、令和７年度大和市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

（ 質 疑 ・ 意 見 ）

（ 歳 出 ）

【布瀬委員】 一般介護予防事業（健康づくり関連）で、過年度の消費税分の事業所への支払いの事業の詳細を教えてほしい。

【健康づくり推進課長】 平成１２年度から一般会計において実施してきた生きがい対応型デイサービス事業は、事業の持続性を確保するため、国の地域支援事業実施要綱に該当するよう事業内容の見直しを図り、まずはリハビリテーションを充実させるために先行して令和３年度に介護保険事業特別会計へ移行させ、次に、住民主体のサロン運営を実施できるように体制を整え、令和６年度に移行することとなった。

【布瀬委員】 今回の消費税相当額支払い分の金額２８９万円の内訳は、何年度から何年度分になるのか。

【健康づくり推進課長】 令和３年度から令和７年度分として、消費税相当額２８２万８６１８円、延滞税相当額として令和３年度から令和５年度まで５万９９８８円を算定している。

【布瀬委員】 過去の分は令和３年から令和６年で、今年度の分も入っているのか。

【健康づくり推進課長】 そのとおりである。

【布瀬委員】 事業所が財政的に負担を被ることはないのか。

【健康づくり推進課長】 ほかに何か発生するとは聞いていない。

【石田委員外議員】 今回、社会福祉事業とみなされずに、消費税が遡って課税されて、延滞金まで

払わされている。そもそも消費税はいかに分かりづらい制度で、煩雑なものなのか、すごく憤りを感じている。その上で、従前、市がどういった認識で社会福祉事業としてみなされると思っていたのか。それが国から具体的にどのような指摘があって、みなされないとなっていたのか。65歳以上を対象にしたものではなくて、それ以外も含まれていたのも理由の一つと聞いている。65歳以下の方であっても福祉は福祉と言えると思うが、どういった考え方があったのかも含めて教えてほしい。

【健康づくり推進課長】 非課税事業の条件として、市では、65歳以上の方が参加しているところで、65歳以上の者のみにより構成される世帯に属する者に該当すると誤認していた。こちらは厚生労働省で定めた基準に従って非課税となるので、市で申し上げるところではないと考えている。

社会福祉事業に類する事業の条件として、3つの条件があり、その一つに、65歳以上の者のみにより構成される世帯に属する者に対して行う事業であることという基準がある。市のひまわりサロンの参加者は65歳以上の方を対象にしており、実際に参加している方は問題なかったが、同居の世帯、同一の世帯の方を調査したところ、65歳未満の配偶者、子どもが入っていた。県、税務署、国に問い合わせたところ、非課税の条件には該当しないことが判明したため、課税として処理することとなった。

(歳 入)

【布瀬委員】 歳入の財源は、前年度の繰越金を活用するとなっている。支出では一般財源からだったが、もともとは課税対象として、過去、きちんと介護保険のほうで国からの補助金などを活用できる仕組みもあったのではないかな。全て一般財源からの支出になるのか。

【人生100年推進課長】 実際には国と県と社会保険診療報酬支払基金による交付金があり、それと介護保険の保険料と一般会計からの繰入金で財源となっている。国と県と社会保険診療報酬支払基金の金額がまだ確定しない状況で、現年度分は来年の6月に確定し、過年度分は8月下旬に通知が来てからの処理になるため、今回の補正予算では繰越金での対応としている。

【布瀬委員】 全てが繰越金で支払われるのではなくて、前年度分なども金額が確定してから国の交付金なりを使えるということか。

【人生100年推進課長】 補正の段階では確定していないので繰越金から処理しているが、決算の対応はそうになる。

質疑終結

討論 なし

採決

全員賛成 原案可決

午前9時39分 閉会